

Title	Magna Cartaをめぐる二三の問題(下)
Sub Title	The transformation of English feudalism in the early thirteenth century (II)
Author	森岡 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1964
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.37, No.2 (1964. 8) ,p.67(183)- 83(199)
JaLC DOI	
Abstract	In this brief article, the writer on the analysis of some articles of Magna Carta, intended to make clear how the English Feudalism changed in its structure from its beginnigs to this time. Special attentions were paid to the following. 1. The process through which the lords was losing the power of control over their vassals. 2. Some characteristics of Baronial Revolt which lead to the promulgation of Magna Carta. 3. The new tendency in the legal and political, thought in this period which played an important role in the making of Magna Carta.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19640800-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Magna Carta をめぐる 1111 の問題 (ト)

森 岡 敬一郎

六

以上の記述によつて、「封建関係」が政治社会の構成力としての力を著しく弱めて来たことは明らかにわれたと願う。一方、イングランドの王権は、単に「封建関係」のみではなく、アンゲロ・サクソン時代より継承した shire·hundred 制度なる地方自治組織を通して広く自由人一般との結付けを有してゐたことは周知の所であらう。しかも、この王権は、Henry II 以来、baron の下属封臣への支配力の減退と平行して強化されて來た時、この国王の自由人一般との結付けは更に又進展を見せて來る。封建的秩序の最底辺を形成する knight 層は、封関係による規制力の弱化によつて、上級封主からの「封関係」を通じての規制が弱まり自主性を得ると共に、國權の強化に伴つてそれだけ舞台の広がつた地方自治体に吸収されて行くことになる。こうした王権の強化、又それと shire 制度を介しての自由民、特に knight 層との関係、又、更には、この時期に於ける税制の変化といった諸点については、又稿を改めて論じなければならぬが、ただここに於いては、knight 層を中心とする自由人との、古く自治体を介しての国王の結付けが充分に發展して行くための一つの有利な条件として、前節ほどに述べて來た封建的 nexus の解体化のあつたことを指摘するにとどめよう。

扱、ここで次に考へるべきは、Magna Carta が国王によって承認せられた前後の事情である。1110 国年には Nor-

mandy や、1105年には Anjou や、1106年には Brittany を失つた John の対フランス政策に於ける失敗、1110七年から 1111年と稱す間の Canterbury 大司教の選挙をめぐるイングランド教会、及び教皇 Innocent III との衝突、フランスに於ける失地恢復のための戦費調達のために行つた封建的慣習を犯しての恣意的な aids・relief 或はその他の所謂 *fendal incidents* 「封建的付帯義務」の賦課、恣意的な fine の徴収、こうしたものが、全て Magna Carta を国王から獲得すべく baron 層を動かした直接的原因であつたことは疑がない。しかしながらの背後には、単に彼自身の謂わば失政のみではなく、Henry II 以来の Anjou 朝の政策の累積的な結果がこのよくな形になつて現われて来るに至つたと考えねばならない。この問題については後日稿を改めて論じたい。しかし、国王に対する baron の反抗が極めて明瞭な形をもつて来るのは 1113年からである。この年、John は Otto と組んで対フランス戦線を組織したが、海外に於いて戦うことを拒む北端諸州の諸侯 (barones Northumbrenses, Norenses) の反対のために、この企図は挫折してしまつた。この叛乱は Stephen Langton の仲介により調停に達し、(1月) John は遂にフランスに出陣するを得たが、Bouvines に於ける敗戦により彼の失地恢復の希望は全く打破されたのである。この間に、イングランド国内に於ける国王に反抗の勢力は次第に弘ひて行つた。これらは主として北方の barons を中心とするものであつた。彼等は Stamford に集り、又舟船や他の諸 shire の barons も加入するなどとなつた。1115年春に至ると叛徒は Northampton を経て Brackley に至り、この地正官と国王に対する *difidatio* を行ふ、五月十七日にセロンドンに入つてゐる。がて、海外からの傭兵に依存し、Windsor に本拠を置く国王と、Staines に陣じる叛徒との間に妥協が成立し、六月十五日に Runnymede に於いて両者は会合し、barons の要求を記した文書 (the Article of the Barons) や国王が認め、それに若干の修正が加えられた、六月十九日に Magna Carta が正官

と祝成を見たのであった。⁽⁴⁾ 叛乱の中心となつたのは北方の barons (⁽⁵⁾ Eustace de Vesci, William de Mowbray, Peter de Brus, Richard de Pacy 等を中心とする) であつたし、彼等は Magna Carta の發布以後も国王に対する叛抗を続行して行くのである。彼等は、この以後は国王がむしろ Magna Carta に基いて平和の維持を図ることに対して、Philippe Auguste ルボンで徹底的に国王の挑撃をも企てゝ。この懲罰分子の行動の間 Stamford の集会の頃から国王に対する反対運動に加わつた南方の諸侯の多くが彼等から離叛するに至つた。この事実が何を意味するか考えて見て
い。

一般にイングランド北部は、南部に出して後進地域であり、R.S. Smith が Blackburnshire (Department of English Local History, Occasional Papers, No. 15) (1961) に於いて明らかにしてゐる所によると、古い前時代的な制度が長く残存してゐた程であったのみならず、ベロシティハムに対する防衛の必要からも、強大な領主権が故意に設けられていた。一般に、北部イングランドの諸侯は demesne 保有の割合が多く、かつ、後の Quo Warranto の調査によつても判る所で、広範な franchise を与えられた。要するに、前節まことに記して來た封建制度の進化が南部に於けるよりやや遅れていたと取らねば、換言すれば baron の権力そのものが強大であり、その下属封臣に対する支配力の弱体化が進んでいなかつた。⁽⁶⁾ 更に Holt の指摘する所によれば、王権がこの地域に密接な交渉を持つに至り、南部に於いて進行していった国王の行政体制にこの地域を編入する本格的な努力が始つたのは、正に John の治世の頃からであつたと謂われている。⁽⁷⁾ この頃、北部イングランド諸侯が特に顕著に裁判関係の文書に現われて來るのは、この国王の政策と彼等の利害が著しく対立し衝突したためであり、このことが彼等をして国王に対する反抗運動の始源力となり又徹底的な分子となるように導いた大きな原因であつたのである。しかし Magna Carta に対する彼等のあり方、或は

換言すれば、伸張しつつある王権に対する彼等の依存度が、封建的 *nexus* の分解の程度の差の故に、南部の baron と相違してじた点にも、彼等の行動を極めて尖鋭ならしめた一因があるのではなかろうか。

Magna Carta の内容の大部分である封建諸義務に関する規定は、個々の条文の文言に従う限りに於いては、国王と国王直屬封臣との関係を規定したものではあつたが、第一条に「……以下に列挙する自由の全てを、朕の王国の全自由人、およびその相続人が朕及び朕の相続人から保有保持すべきものとして、彼等に賦与した」ものであるとしてゐる規定は、当然全条項に及びざるものと思われるから、諸規定は、適用され得べきものについては、国王・国王直屬封臣の規定が、直屬封臣との下属封臣との間にも適用されるべきものと考えられていたものと思われる。

封建的 *nexus* の弱体化は、封主の支配力の弱体化を来たし、更には、封主が下封した封土に有する権利である service の徵収をも極めて困難にしたもののようである。例えば、既に一一〇七年、⁽¹⁾ Norfolk の Robert de Mortimer の封地は、subinfeudation の進行のために、義務の負担が不明となり、その調査が国王の裁判所に於いて行われてじる事実があり、又、一六六年に国王は、 knight's service の義務を負うていた Kentwell 家は、五 knight's fee を下属封として認定し、五 knight's service は demesne とみなして遂行してじた。しかし一一三一年あたりは、更に五 knight's fee が下属封として認定され、demesne の面積は著しく減少し、そのため Kentwell 家は貧乏となり国王に対する scutage や fine の支払にも窮り、かの国王より多くの負債を負はんことになつたのみならず、彼の下属封臣からの封建的諸義務を徵収する事が不可能となり、更に驚くべきことは、誰が彼の封臣であるかが判らなくなつてしまふ。ヤコブの実体の調査が同じく国王の法廷に於いて行なわれてゐる。この場合注目すべき一例は、Kentwell の 1 の封地 Aubrey de Vere を経て William de Hastings の手と、後の Hastings の手を経て William de Wicheton

なる者の手にあつた。国王直属封臣たる Kentwell の demesne として保有する William de Wichenet の間に、一一般の中間領主が存在した証である。少しだ複雑な関係に於いて、封主の支配は體化され、service の徵収に於いては国家権力の保証を必要としたのである。

更に、封の demesne としての保有者に移譲権が保証されたんじま、結婚・移譲に拘らず、封主・封臣間の交渉のみによつてそれが解決せられることになる。このような問題は本来は barony の curia の所管事項中最も主要なものであるべきであるが、既に多くの barony は於いては barony の curia は消滅し、結婚当事者間の取引となることになる。この場合、封臣の移譲権は封主たる国王直属封臣の側からしても封の移譲に関する一定の明確な規準を国家に於いて規定し、それが国家権力によつて保証されることが有利であつたのではなかつたのではなかろうか。

註

- (1) 国王对 knight の関係については、又別稿に於いて取り上げた。この記載については、取敢得 A.B. White, Self-Government at the King's Command (Minneapolis, 1933) 及び G. Pasquet, The Origin of the House of Commons. (trans. by G. R. G. D. Laffan) (Cambridge, 1925) 等を参照されたい。
- (2) 本稿の冒頭に於いて些か触れた所ではあるが、最近に於ける John に対する見方は著しく変つて来た。barons の反抗の原因を彼の失政に帰すむつても、より

が近年極めて頻ひるむものだつて来た。これに反して Radolphus Coggeshall の *Chronicon Anglorum* (Rolls Ser. 1870) は必ず幅く論議を以て来た。この Radolphus Coggeshall はもとより、「現在の国王 (John) がやうに加わつた諸弊害のふたばかり、国王の父及び兄が費去と於こゝれゆだへつた懸る懲罰を廢止せんがだねど」 云ふのが注目される。

(Wendover と Coggeshall の母子間に於較校正に ついてせよ、F. M. Powicke, "Roger of Wendover and the Coggeshall Chronicle. (E. H. R. xxi (1906) p. 286-296) がおなが、論述と於こゝれ、V. H. Galbraith が Roger Wendover and Mathew Paris (Glasgow University Publications, LXI, 1944) によつて、Wendover と Mathew Paris との關係について詳しく述べられる。また St. Albans 院の年代記と於こゝれ St. Albans 院の年代記と於こゝれ constitutionalism の傾向が強く、點を以て apology pro baronibus と めにと體ぐる共済の性格のものと、又甚だ John II の対立と於こゝれ傾くと、Wendover は、論争的關係の觀察と基づいてせよ、おほい筆觸而其の風説を擱として罷免を居て、St. Albans の近縁を 云々 constitutionalism の立場と仰取る所である。

(4) 意に悪意に John を描いたものである。しかしのが最近の論議の一一般的傾向である。この部分は、Poole, (From Domesday to Magna Carta, 最終章) Richardson and Sayles (Governance of England, pp. 364-394) Holt, (Nor-

therners.) 等による。

(5) さて Anjou 韓王の王權の超越的傾向と於こゝれ、近く別項に於こゝれ論じたが、John の所謂「僭主的」な行為を彼が正統化するのと、Henry II 以来の先例を多く利用してゐるが、彼の「僭主的」行為のものが、彼の性格そのものの多く関係あるとして、追々記述し、所謂「Angevin Kingship」そのものとの性格と相違つかぬ形にてゐる。

(6) H. G. Riahrdson and G. O. Sayles, Governance of England (Edinburgh, 1963) の卷末とせ、臣民の拒絶した Magna Carta の成立あつての諸點をクローロバーが論載せられてゐる。

叛徒は Norenses, Aquilonanes, Northahumbrenses, barones Northanhumbriae 等の名前で、Coggleshall, pp. 167, 170, 178-9. Walter Cov. ii. 217. Annales Monastici, iii. p. 40) と Holt が指摘されてゐる。

(~) Eustace de Vesci も Novthumberland も Alnwick 皮の Yorkshire Malton の領主 William de Mowbray の付く領地も Yorkshire の Thirsk, Kirkby Malzeard, Burton, 皮の Lincolnshire の Isle of Axholme 等もいた。Peter de Brus も Cleveland の Danby, Skelton の領主 Richard de Percy の付く領地も Yorkshire といた。

(Holt, *The Northerners*, p. 19.)
(∞) Holt, *The Northerners* 第1編 *The Northern Barons* を取るねだる。

(σ) Holt, 前掲書, 第九章 *The Government of the North* を参照ねだる。
(Ω) S. Painter, *Studies*, p.

七

更に barony の立場から考察して見ると、又幾つかの注目すべき問題が現出される。即ち、既に Painter が指摘したごくも、上述した「封建關係」の諸変化によりて、barony の収入に著しい変動が生じて来た事実である。

各 barony の servitium debitum による経済力との間が必ずしも比例してこながつたのは、イングランドに於ける封建制度の初めから認められるのであるが、一六〇年以後の baron の財産の消長は、結婚、相続その他による封の併合分割或は国王の愛憎などによつて一層激しさを増し、この不一致は極めて著しきものがある。更に「トーテンヒル」に「封」もしくは封された土地に対する封主の権利の縮少に伴つて、多くの土地を下封した baron も多くの demesne を有する baron との間に、経済力の著しき相違が生じたのは当然である。

S. Painter の研究に従つて少しもんの点を実例を以つて思ふかにして見よう。一〇八六年に William d'Eu はイングランドに於いて八 county を demesne として年一六四よん丈の土地、九 county を二四〇よん丈の下封した土地を有し

た他、Marcher Lord ルート Striguil の城及びその近辺の土地を有していた。一一八五年に William d'Eu の十箇所の領地を De Clare が譲り受けた。この中で最も重要なのは、ヘングランデの所領の内残っていたものだ。即ちハムの領地の Gloucestershire の 1 バーニー Hertfordshire の 110 ポンドの収入の 1 バーニーのみであった。この内前者は Domesday の評価より低く、後者はもとより高かった。これがのマナーが何成り割合してト属性由来にて割られたためである。一方 Striguil, Tidenham, Magor, Uske の各 demesne manor を含む Marcher Land は八五ポンドの収入と評価されてゐる。このたゞ 1 demesne の収入は 1185 年と Domessay 調査の 16 国歩から 109 ポンドと減少している。Striguil の Honour は 1185 年と Isabel de Clare の嫁娘ともいひ William Marshal の手に移つたが、1115 年とせ、William の娘の子 Walter Marshal が後継者なくして死んでしまったため、再びその財産の評価が記録されてゐる。これが 1185 年のイングランデの demesne の価値は 1185 年の 11 国歩から 90 ポンドとめで増加し、Marcher Land となつて、Caesleon と Trelleck の二領の増加したために、1185 年の八五ポンドから四五八ポンドに増加してゐる。

又 Berkeley の barony は、1066 年とせ Roger of Berkeley が国王に封じて 170 ポンドの farm を持つてゐる。1110 年とせ、William de Berkeley の farm は 1111 国歩から評価されてゐる。しかしながらの後 Henry II がこの所領を Berkeley から奪つて Robert fitz Harding に与へ、Harding が婚資として 1111 の領地を分離したり、第二子にも 1111 領地を分離したため、1111 国歩には彼の所領は 90 ポンド縮少してゐる。次いで約一世紀半後の 1114 年の評価に於いてはそれは五五国歩になつてしまふ。

この年代を別にする評価額の変動の意味を正しく理解するには、その間に於ける経済変動という要因を考慮に容れる必要があつて、極めて困難なことであつたが、Strigil の領主たる Clare 家がイングランド内に於ける所領のみに対しで六五・五 fee を有し、一方 Berkeley の barony は五人の servitium debitum を負うにあらず、household knight を除くとの勤務を遂行し、封をトと設定あつたがなかつたにもかゝらず、同種の経済力の増加率の多少に反映してゐるのであつたと想われる。

又一〇八六年に Knight Gozelin fitz Lambert は、Lincolnshire の国王直属封臣として、三三三箇所の土地を領してゐ、その内一五箇所の土地を demesne として、一八箇所の土地を subinfeudation してゐた。一一世紀には一四・五の servitium debitum が課せられてゐた。この国王直属封臣の領地は、その本拠の所在地の名によつて Redbourne の barony と称せられた。一一八五年にせば、この barony は三三〇の所領を demesne として有するに過る、その収入は三三三箇所・一六シリングに評価せられた。John の治世では、叔母・姪の間に相競争が起り、姪が勝つたが demesne の大部分を叔父に与えなければならなかつた。しかし後に教宗ぐる辯進により更に demesne の減少を見、一一一一年にせば Redbournre のマナーが残るのみとなつた。要するに Redbournre の barony は baron たるの政治的発言力を發揮し得ないまことに力を失つたのである。

かくしてこの baron の内、高度の経済力をもつものと、著しく勢力を減じたものが現われ、彼等が単に国王直属封臣としてかくの barony の保有者であることが、政治社会に於ける強大な発言力の保証とはなり得なくなつて來たものと想われる。Magna Carta 第一四条の「王國の commune consilium を開催するためには、朕は、大司教、司教、修道院長、アール及び majores barones には、朕の writ に捺印して個別に召集するよう手配する。」「これと並んで

朕より直接に封を受けしこゝる全ての者は、sheriff 及び bailiff によって総括的に召集されねども「手配する」の規定に見られる所謂 *majores barones* とのことは、種々の見解はあるが、既に定説むと思われる P. Vinogradoff の古典的見解に従つて、後の House of Lords の議員たるゝも、個別に召集される貴族も、House of Commons に選入されるゝものとの区別の方向が、なんど離れたものゝあれど、これを「[...] ポハム以上の中地を保有する者」を強制的に騎士ふる所謂 *Distreint of Knighthood* も、又、Painter が指摘したる Calender of Close Roll, 1297-1288. (p. 156, 1288-1296, p. 236-237) もの他に散見してくる *barony* に於いて婚資が設定される場合も、*knight's fee* の単位としてではなく、土地の貨幣の評価額を基準として分割が行われるに至つてゐる事実とも関聯せり考へるゝ所なしに、社会の基本的構造が、国王に対する「封関係」の親疎によつてよりも、社会内の実力、即ちその基礎たる経済力によつて左右せられるとのより大きい新しい型式の政治社会への編成変への一步を踏み出したことを示すものであつた。

註

- S. Painter の著書の研究、Earl of Devon は 1
 ○○スコット knight's fee が何であるかは未だ
 球のままである。(Pipe Roll 25 Henry II, p. 15, 90, 109-110.)
 De Vesci は knight's fee (in capite) である
 11 knight's fee (as mesne lords) が何であるかは未だ
 11 knight's fee (Pipe Roll, 33-34 Henry II.) Dunster
 の題名 moion が何であるかは未だ
 11 knight's fee が何であるかは未だ
 11 knight's fee が何であるかは未だ
 William Blundus が何であるかは未だ
 Rolls, 25-30, Henry II.) (Pipe Roll, 23 Henry II.)
 (Studies, p. 173).
 (a) S. Painter の著書の研究、Earl of Devon は 1
 ルのままである。(Pipe Roll 31 Henry I, p. 153-175).
 (b) Striguli は「Rotuli de
 dominibus et pueris et pueris.」(Pipe Roll So-
 ciety, XXXV.), Pipe Roll, 31 Henry II, p. 8-10.
 Calendar of Patent Rolls, 1364-7, p. 153-175.
 (c) Berkeley は「Pipe Roll 31 Henry I, p.
 133. Calendar of Inquisition Post Mortem, II, p.
 380-381. Pipe Roll, 6 Henly I, p. 3. Pipe Roll 7,

Richard I. p. 55-56.

⑤ Redbone など云々 “Rotuli de Dominibus
et Pueris et Puellis” p. 7. Curia Regis Rolls.

II. p. 218. Book of Fees. I. p. 153-197.

ともいふが計算したのである。

八

かかる性格をもつた Magna Carta との二つの視点からの考察を加えし、この小論を終りたい。されば、均しく「封建制度」の諸原則の国王による確認を表示したものである 1110 年 Henry I の戴冠式に際して彼が発した Coronation Charter との比較であつて。

第一に注意を要するに就いて、Henry I の Coronation Charter が、その発布後も殆んど訴訟事件に於いて被告・原告の権利の根拠として引用されることがなかつたのに對して、Magna Carta は 1111 年の再確認の後、盛に法廷で権利の根拠を明らかにするために引用されてゐる。例へば、Earl of Chester, John は 1113 年に国王裁判所に於いての Magna Carta を主張の根拠としているが如く、その事例は枚挙する必要がない。

このように區々封建制度の運用の諸定則を定めながら何故にそのような差異が生じてゐるかは、この両者の「封」の授受関係による形形成された nexus に対する「在り方」の差異によるものである。⁽¹⁾ 又、同時に、この二つの文書の成立した夫々の時期に於ける政治社会の構造の変化によるものであつて、即ち Henry I の Coronation Charter は、「封建」諸原則について、その内在的な原則の自然的な作用をそのまま認めてゐるからである。この点を改めて正確に示すには次の二つの実例を呈示すれば充分であろう。即ち、両者に均しく規定する条項の見いだす relief との見

Magna Carta をめぐる二つの問題 (下)

(一九三)

七七

に現れる。Henry I の Coronation Charter に於ては、「余の barons, earls 等は余より下封せられた者の何人かが死した時、彼の後継者は余の兄弟のうちにおけるが如くの土地を復讐 (redemet) されんとは許されない、しかし、臣民として適法な relief の支払によるものとの土地を安堵 (relevabit) されぐやめのむかぬ。更に、同様に、余の baron の死後も、臣民として適法な relief の支払によつて封主からの土地を安堵すべしものむかる」(第11条) とある。Magna Carta の規定が、barony の相続の場合には £ 100, Knight's fee の場合には 100s. の金額を規定したことは著しい相違がある。これは正に Henry I 法上に於いては、「封」授受に基く nexus が尚充分に社会の規制力としての効果を有し、この「封建関係」やその自然的な作用によつて国家の基盤となし得たのに反し、既に Magna Carta の時代にはそれとの乖離が生じたことを示すものと認め得ようか。こした意味に於ては、Magna Carta が於て表明された所謂「封建」諸原則等のむか、その内容に立入つて幅広く、極めて人為的色彩の強きものであつて、Holt の謂い「国王の 1 つの政治的 propaganda」との如き、ある一面も充分に幅広く表わしてゐるのみである。即ちそれは国王の政治的必要に応じての諸政策と、barons の既得権擁護との間の一つの妥協として生じた 1 つの人為的構成物であつた。又に又、新たに単なる「封建秩序」を超えて、王権の下に形成せねりつある the Community of Realm の基本的原則となり得る契機もあつたのである。

更に、Magna Carta は 13世紀に認めたる「法思想」の変化を通じて、興味ある傾向を見出しうるが出来よう。あるある jus たる概念は、liberitas たる概念と並んで、慣習上認められてゐるか(jus)。或は特定の特許状によつて与へられたか(liberitas)、二つに加へ、個々の権利を意味してゐた。この意味での jus と liberitas の意味は Magna Carta に於いて現れやう。例えば Magna Carta 第511条に「……合法的裁判なしに余にモレト土地をもつて城

の占有を奪われ、特許 (liberitas) 或は権利 (jus) を奪われる所あれば」であるのが、その一つの例である。これと並んで Glanvill⁽⁴⁾ とも記されたのが奴や、 iura regni, ius et consuetudo regni とか或は單に jus とかで、王国の法全体を意味する用法である。この二つの用法が十三世紀には並存していた。

ややもやむ、一一世紀までは国王の権利とは、極めて国王の個人として有する権利を意味していた。

扱、しかし、三世紀のイングランドに於いては、諸々の傾向の国家或は法に関する思想が流れあつてゐた。その一つは、封主の封臣に対する義務と封臣の助輔による統治と幅広い伝統的に封建的な思想、又一方では、ローマ法に発する國家全体の福祉の体現として国王の超越的性格を説く主張、又前二者よりも更に古の「法」を community の意志の表示とする考え方があつた。又それと並んで、教會に発する国王権の officium としての觀念が次第に強く打出されて來てもゐる。⁽⁵⁾ 一三世紀初頭の一作者の手になら Leges Edwardi Confessori なる編纂物に「国王は、全ての土地・大諸領、ひの王国の王位の、全ての權威と権利を、その完全性に於いて又何等損傷することなく、完全に維持し、保全すべし」とあり、又、全ての力をもつて、失われ散逸した国王の諸權利を田のあらぐれ状態に恢復すべしと權利がある」(11. 1A. 2) ふねり又、数行置かし、「国王は神の最高の代理者であつて、その權力は神の教會と神の民の保護のためのものであつて、その權力の行使は一定の限界があるべきことを説いてゐる。⁽⁶⁾ ここに、国王の地位、權限に対するより高层次の觀念を認めるし、又、Bracton が国王と法について有名な「国王は法の下に在ると同時に法の下にある」といふ相葉をのべてゐるが、このよつたな事情を反映したものであつたかも知れない。そしてこの後者の觀念からは、community of Realm の相應としての王権の justification が生れて来るなどして、既に Kantrowitz⁽⁷⁾ の著名な論文 Magna Carta あるべく III の體観 (ト)

「Pro patria mori in Mediaeval Political Thought」(A. H. R. LXI (1951) pp. 472-92) などに詳しく述べて
こられるが、ここは再説する必要はないのである。⁽¹⁹⁾

述べた背景に於いては、Holt の指摘するよつと例へば Leges Henrici Primi 10. 10. 1. と「これらがイングラン
ドの国王がこの地に於いて唯一人全てのもの上に有する権利である」も即ち國王の personal な権利としての国王の
権利の觀念から國家の公的な支配者としての国王職にまつわる権利としての iura coronae も即ち觀念が生じ、更にこ
の iura coronae は、単なる国王の個人としての権利ではなく、一つの公的共同体の首長たるその資格に於いてその職
務に結付く諸権利であるが故に、その国王の諸権利は、共同体全体の秩序をも意味するものになり、ここに jns なる觀
念に「國家の法」と云ふ一つの新しい意味が生じ更には王国の人々全体の権利とこう觀念も生れたと見るのも不可
能ではないであらう。⁽²⁰⁾

そしてこの過程は又 baron 達の Anjou 朝の攻撃についても運ぶことが出来る。即ち、Gervase of Canterbury
によれば、一一〇五年に彼等は国王をして彼等の助言による iura regni を維持するのを許せられたと謂われて
いる。一一一三年に、既に彼等は彼等自身の権利と特権を古来の慣習によって保証される王国の権利と特権として考え
るに至つた。こうした高次の主張への昇華がいかなる影響によつて可能となつたかについては Lane Poole の如く国王
とそれを取巻く側近の側の力によつてなのか、或は伝統的解釈によつて Stephen Langton を代表する教会による
のか、Powicke の如く行政、司法の実践活動を通じて baron 及びその陣営の人々が自然のうちに体得したものであつ
たのかは、今では決定する必要はなかつた。要するに一二世紀初頭にかかる精神的風土が生じていたことを指摘して
置けば充分であらう。

この思想と現実の Magna Carta が対比検証して見るにとは重要であるが、それは又機会を見て行つとし baron の間に、彼等固有の権利のみではなく、一つの Community のそれの擁護の主張が芽生えしるには、極めて注目すべきことわざなければならない。要するに、封建関係の nexus の弱体化に伴つて、一つの新しい体制の形成が王権の元に形成わねつゝあつたこと、そしてこの新しい体制の指導原理として、ローマ法、もの正確にさローマ法的教義的な、新らしい原理（その端的な例が国王職分觀である）が現はれて來たこと、又この新体制の中心機關としてやがて Parliament が登場して來るんじとなるのである。

補

- (一) Holt が主張する所である。例如 Holt, "Rights and Liberties in Magna Carta." (Album Helen Cam. Paris. 1960). p. 57—58°
- (二) Holt の解説によれば、西暦 1259 年、エドワード・温斯顿王が「Edward II の戴冠式」(君主の即位式) で、王室の「Edward II の戴冠式」(君主の即位式) が開かれた。Magna Carta がナッシュの後のイングランドの封建國家に於いて、基本的原則となり得たのは、直接的に Henry III による確認、又その後の内戦の時に叛徒たる baron の根拠として利用されたこと、ともいふのである。これが 1215 年に制定されたものとの時期に於いては、Holt の解説によれば、「psendopax をも確立するにいたり出来なかつた」のである。
- (三) Magna Carta の歴史的問題 (ト)
- (4) Leges. (ed. Woodbine). p. 24. 59. 81. 95.
- (5) この最後の点について P. N. Riesenborg. Inability of Sovereignty in Mediaeval Political Thought. (Columbia. 1956.) p. 98 以下、たゞ少しおよび、眞・眞理、「Edward II の戴冠式」(君主の即位式) の 1 番目の問題と認識される。
- (6) Debet vero de jure rex omnes terras et honores, omnes dignats et iura et libertates corona regni huius in integrum cum omni integritate et sine diminiutione observare et defendere, dispersa et dilapidata et omissa regni iura in pristinum statum et debitum viribus

omnibus revocare. (Liebermann. Gesetz. I. p. 635.)

(۷) Rex... vicarius summi Regis est. ad hoc est constt utus, ut regnum terrenum et populum Domini et super omnia sanctam Eius veneretur ecclesiam earegat et ab iniuriosis defendat et maleficos ab e. euellat et destruat et penitus disperdat. (証文)

(۸) 且の Leges Edwardi Confessori に於ては、(イ) 法・臣属の意願 (voluntas)，其かくの君主がなれどもこれに於ては、(ア) 国王の職務について、課税と勤務の徵収について君との権能をねじこねるべくして、(イ) 国の問題の決定について、有力者の発言を重視すべきであるべくして、(ウ) 権能を維持すべきであるべきとの如きが注意される。又、Jon H. Holt の「騎士的」行為と女中の國王 (即ち baron 地の) 反抗の論理もこゝに「騎士」が示すものだ。特に Henry II 以前の Leges Henri Primi や折體 Edward the Confessor 直ちの騎士の権能とされたものが極めていた。

このへば、Henry II 以来の Angevin Kinship や折體 Edward の「騎士」は、騎士の國王 John が「イングランドの教會の國王の騎士の権能」とを保全し得なかつたとして

その黒幕ストリの國王へいたる驅命が挙出され来る

Q°

(۹) H. G. Richardson; "The Coronation in Mediaeval England", (Traditio. 1960). pp. 111-202. Ludwig Ehrlich; Proceedings against the Crown. (Oxford.) p. 11. P. N. Riesenbergs; Inability of Sovereignty in Mediaeval Political Thought. (Columbia Univ. 1956). E. Kantorowicz; King's Two Bodies. (Princeton. 1965) 云々

の記述がある。

Holt はこの jura coronae から jura regni への轉換が何らかの形で行なわれた。 「jura coronae の如きは出典にはほとんどないが、(イ) 国の法の権利の觀念は明らかに Glanville の(イ) 国の法の觀念に移行した。 jura coronae とは單なる権利ではなくたそれは、(ア) 国王個人の利益に於てではなく彼の職務の故に(イ) 国王が行なうべき職務であるのである。 Innocent III は、Magna Carta が ius Regalis を廢し、イングランドの國王の利益を損なう

の権利と名義をけがすが故に無効としている。 ハラハルの Louis は、(イ) 国王 John が「イングランドの教會の國王の騎士の権能」とを保全し得なかつたとして

非難してゐる。この最後の立場に於いて、我々は王位の権利から、王国の法としての iura regni の觀念を経て、王国の諸権利としての iura regni と移行するのである。(p. 65.)

補註

Norman Conquest 後、イングランドに封建制が広くわた直後に於いては、封主が封臣に与くた土地を理由なく、没収し得なかつた理由は、「封主」・「封臣」間の「封建的人的関係」にあつたものゝ時やね。この意味で、Glanvill vii, 1, に見られる記述は極めて興味がある。

Glanvill の記述は以下のように整理われんべ、即ち A、B、C の三人の男子をもつ父 (F) があら。A の同意を得て、F は B に下封し、B から諸義務を受けた。しかし B は子なしして、F、A、C、を残して先に死亡した。この時、B に下封した封土は誰に帰属するかと並んで問題に対する彼の見解である。Glanvill は、A、C、何れが優越するかについては、Glanvill は確信がなかつたが、F の手にその封土が戻らなことには確信をもつてゐた。それは F が B が homage を受けた (Glanvill の言葉によれば、「Lord が heir となるならば出不来ないから」) か

いだおつた。即ち homage せ、F に相続権を奪つてこらのであら。

これは、Glanvill に於いて、より古の時代の法意識がはからずも然るべきものゝ時やね。

(Thorne, 前掲譜文, p. 203)

附表 (Ely 修道院領に於ける例)

Date	Demesne	the bishop	One Mesne	Two Mesne	Lord
1086	10	5	6	—	
1212	—	13	7	1	
1250-79	—	10	30	2	

(E. Miller, The Abbey and Bishopric of Ely, (Cambridge, 1951), p. 187.)

(昭和三十七年度文部省総合研究費による研究の一部) ある。本年度「社会経済史学会大会に於ける発表」に加筆訂正したのである。尚、都立大藤田重行教授の御示教に感謝の意を表した。